知多市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市規則第３２号

知多市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

知多市国民健康保険税条例施行規則（昭和４５年知多市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第５号様式」を「第６号様式」に改め、同条を第７条とする。

第５条第２項中「第４号様式」を「第５号様式」に改め、同条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第５条　条例第２４条の３の規定による出産被保険者に係る届書の様式は、産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（第４号様式）によるものとする。

別表第１及び別表第２中「（第５条関係）」を「（第６条関係）」に改める。

第５号様式その２中「（第６条関係）」を「（第７条関係）」に改め、同様式を第６号様式その２とする。

第５号様式その１中「（第６条関係）」を「（第７条関係）」に改め、同様式を第６号様式その１とする。

第４号様式中「（第５条関係）」を「（第６条関係）」に改め、同様式を第５号様式とする。

第３号様式の次に次の１様式を加える。

第４号様式（第５条関係）

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

年　　月　　日

知多市長　様

国民健康保険税条例第２４条の３の規定により次のとおり届け出ます。

納税義務者	氏　名	
	住　所	
	生年月日	
出産被保険者	氏　名	
	住　所	
	生年月日	
出産予定又は出産の日		
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎　・　多胎	
特記事項		

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則の改正前の規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、なお使用することができる。